

徳島県個人情報保護審査会答申第116号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成29年12月25日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県と私が協議した件に対する書類（〇〇土地改良区の事前検査平成〇年度の南部担当者に聞き取りした伺い書類）。H〇.〇月〇日に私が県に提出した書類伺い含む。」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年1月9日、実施機関は、本件請求のうち「県とあなたが協議した件に対する書類（〇〇土地改良区の事前検査平成〇年度の南部担当者に聞き取りした伺い書類）」については、作成又は取得しておらず、保有していないとして、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、また、「H〇.〇月〇日にあなたが県に提出した資料」については、本件請求に係る保有個人情報と特定した上で、開示決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年1月12日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年3月4日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

「徳島県個人情報保護条例第20条第3項の規定により次のとおり請求を拒否すると決定した」が、県はあるべき書類を部分公開制限するのはおかしい。

県の枉法行為を確認した為。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

1 本件処分の内容

本件処分は、条例第20条第3項に基づき行ったものである。また、処分を決定するに当たり、本件請求は、条例第15条第2号に該当するものと判断した。

2 本件処分の理由

審査請求人が開示を求めている個人情報とは、平成○年度○○土地改良区の事前検査について南部担当者に聞き取りたとされる件について審査請求人と協議した書類と推測される。

担当職員が、審査請求人と協議したとされる内容について、その伺い及び報告書は作成していない。

なお、実施機関における公文書の作成については、平成28年9月1日付け当審査会答申第40号及び第41号において、「実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則第5条は、『原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。』と定めているが、一般に協議した内容を報告する場合、協議内容の報告自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はない。」としている。

以上により、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を保有しておらず、条例第15条第2号に該当することから、条例第20条第3項に基づき本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、実施機関の職員が審査請求人と協議した内容について、上司等に報告する際に作成した報告書に記録された個人情報と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関によると、審査請求人と実施機関の職員が土地改良区の事前検査について南部担当者に聞き取りたとされる件について話をしているが、その報告書等は作成していないとのことである。

イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、対応内容の記録及び報告自体

は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成することとはなっていない。

ウ また、対応内容は、土地改良区の事前検査について南部担当者に聞き取りしたとされる件についてであり、実施機関の業務に直接関わるようなものではないことから、上司に対し、口頭の説明で足りると考え、口頭にて報告し、報告書等を作成しなかったとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はない。

エ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、文書を作成又は取得しておらず、保有していないとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年3月4日	諮問
令和3年5月13日	審議（第133回審査会）
同 年7月15日	審議（第135回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士，税理士	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長